

家庭用給湯暖房割引契約
(選択約款)
－ 塩尻エリア －

令和5年4月1日実施

株式会社エナキス

選 択 約 款
目 次

1. 対象となるお客さま	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の成立及び変更	2
6. 使用量の算定及び通知	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. その他	3
付 則	4
1. この小売約款の実施期日	4
2. この小売約款の揭示	4
選択約款／別表	5
(別表第1). 料金および消費税相当額の算定方法	5
(別表第2). 家庭用給湯暖房割引契約料金表	6

選択約款

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、当社の託送供給約款で定める別表第1（4）①の供給区域で、「塩尻エリア」に位置付けられ、かつ、4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. この選択約款の変更

- （1）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（3）及び（4）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- （2）お客さまは、（1）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- （3）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項を記載します。
- （4）この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- （1）「家庭用ガス暖房」（以下「暖房」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用し居室の暖房を行う機器をいいます。
- （2）「家庭用ガス給湯器」（以下「給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用する機器であって、居室にお湯を供給するための給湯器をいいます。
- （3）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- （4）「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- （5）「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。

4. 適用条件

この選択約款は、次の条件をすべて満たし、お客さまが当社に対してこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- （1）専用住宅または併用住宅において熱源機をお使いの場合で、給湯器または暖房をご使用になること。
- （2）専用住宅または併用住宅で1需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- （3）当社が（1）および（2）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において

正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

5. 契約の成立及び変更

- (1) この選択約款に基づく契約を希望されるお客さまは、当社が定める申込み方法により、当社に申込みをしていただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申込みを承諾した日（これを「契約成立日」といいます。）に成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (3) 契約成立日は次のとおりといたします。
 - ① 新規（新設・転入等）に契約の場合、契約成立日（開栓日等含む）からといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日（開栓日等）から適用いたします。
 - ② 既に当社のガスをお使いのお客さまが他の契約種別より変更の場合、契約成立日が属する月の前月定例検針日の翌日から適用いたします。本契約を解消されたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解消の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。
- (4) 本契約の適用条件を満たさなくなった場合は解約となります。その場合、他の契約種別へ契約の変更を申込みいただきます。

6. 使用量の算定及び通知

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、その使用量は、以下のとおり算定いたします。

- (1) 当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
- (2) 当社は、(1)の規定により当社（導管部門）から使用量の通知を受けたときは、速やかにその使用量をお客さまに通知いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には早収料金（消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。
なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したものの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(2)のとおりといたします。

(算定式)

原料費調整価格（円/Nm³）

＝JLC 調整単価※1 × (JLC 原料価格※2－基準 JLC 原料価格※3) ※4 ÷ 100

＋プロパン調整単価※5 × (プロパン原料価格※6－基準プロパン原料価格※7) ※8 ÷ 100

(備 考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

※1 JLC調整単価 $0.081(\text{円}/\text{Nm}^3)$ ※ $100 \times \text{LNG}$ 構成係数 $0.9788 \div \text{熱量換算係数} \times 45$ (少数第4位四捨五入)

※2 JLC 原料価格：適用月を n 月として、 $n-5, 4, 3$ 月の JLC の加重平均価格 (円/ト))

※3 基準 JLC 原料価格 $123,110(\text{円}/\text{ト})$ ※2022 年 6~8 月 JLC $= 2,245,864,286 \text{ 千円} \div 18,242,012 \text{ ト} (10 \text{ 円未満四捨五入})$

※4 100 円未満切捨

※5 プロパン調整単価 $0.002(\text{円}/\text{Nm}^3)$ ※ $100 \times \text{プロパン}$ 構成係数 $0.0231 \div \text{熱量換算係数} \times 45$ (少数第4位四捨五入)

※6 プロパン原料価格：適用月を n 月として、 $n-5, 4, 3$ 月の プロパン CIF の加重平均価格 (円/ト))

※7 基準プロパン原料価格 $103,230(\text{円}/\text{ト})$ ※2022 年 6~8 月間 プロパン CIF $= 204,040,247 \text{ 千円} \div 1,976,520 \text{ ト} (10 \text{ 円未満四捨五入})$

※8 100 円未満切捨

JLC：財務省貿易統計における LNG の輸入金額を輸入数量で除した価格 (円/ト))。 (10 円未満四捨五入)

プロパン CIF：財務省貿易統計における プロパン の輸入金額を輸入数量で除した価格 (円/ト))。 (10 円未満四捨五入)

(構成係数)

LNG 構成係数 $= 0.9788$

プロパン 構成係数 $= 0.0231$

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

122,880 円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表第6の2の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトン当たり LPG 平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9788$

$+ \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0231$

(3) 調整単位料金を以下のとおりといたします。

(算定式)

調整単位料金 (円/Nm³)

$= \text{基準単位料金} + \text{原料費調整価格}$

9. その他

(1) その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和元年9月15日から実施します。

改定 令和2年4月1日

改定 令和5年5月1日

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別表第1) 料金および消費税相当額の算定方法

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

(別表第2) 家庭用給湯暖房割引契約料金表

(消費税等相当額を含みません。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	9 8 7 . 8 0 円
--------------------	---------------

(2) 基準単位料金

1 立法メートルにつき	ご使用量範囲	基準単位料金
	0 立法メートル ～ 1 3 立法メートルまで	2 5 6 . 5 8 円
	1 4 立法メートル ～ 5 0 立法メートルまで	2 1 5 . 8 8 円
	5 1 立法メートル以上	1 9 3 . 8 8 円

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに8 の規定により算定した1 立法メートル当たりの単位料金といたします。